

○名護市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

平成24年3月30日

告示第53号

改正 平成25年3月29日告示第62号

(趣旨)

第1条 この要綱は、これまでの、大量生産、大量消費、大量廃棄が進み、地球温暖化に拍車がかけられている中、従来の自然エネルギーを利活用する事により、地球温暖化を防止し、低炭素社会の構築に向けて、住宅用太陽光発電システムを設置した市民に対し、予算の範囲内において名護市住宅用太陽光発電システム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 この要綱に定める補助の対象となる住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）とは、次に掲げる要件に適合したものをいう。

- (1) 住宅の屋根への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連係するシステムであること。
- (2) 未使用品であること。
- (3) 電力会社と太陽光電力受給契約を締結し、かつ、締結した太陽光電力受給契約確認書の中で受給最大電力が10kw未満であることが確認できるシステムであること。
- (4) リース契約によるシステムではないこと。

(補助の対象)

第3条 この要綱に定める補助の対象となる者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を申請した年度中に対象システムの設置及び電力会社と太陽光電力受給契約を締結した個人であること。
- (2) 次のいずれかに該当する個人であること。
  - ア 自ら居住する本市内の住宅（住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）に対象システムを設置した者
  - イ 本市内において自らの居住の用に供するため、対象システムを設置した新築住宅を購入した者。ただし、申請の日までに現に居住していること。
- (3) 本市の市税等を完納していること。
- (4) 同一世帯で、過去にこの要綱に基づく補助金を受けていないこと。
- (5) 対象システムを設置する建物が、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の所有物でない場合は、書面による所有者の設置許可を受けていること。
- (6) 対象システムによる発電量等に関する情報提供を本市にできること。
- (7) その他市長が必要と認める要件を満たすこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費の範囲は、太陽電池モジュールの設置又は購入に要する費用とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、1万円に電力会社と締結する太陽光電力受給契約確認書の中での受給最大電力

(単位はkWとし、小数点以下1桁未満については、切り捨てるものとする。)を乗じた額とする。

(申請)

第6条 申請者は、次に掲げる書類を添付して、補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置に係る契約書及び内訳書の写し
- (2) 太陽電池モジュールの枚数が確認できるカラー写真
- (3) 対象システムを設置する建物の所有者の設置許可書(対象システムを設置する建物が申請者の所有物でない場合に限る。様式第2号)
- (4) 対象システムの設置に要した費用に係る領収書の写し
- (5) 電力会社との太陽光電力受給契約確認書の写し
- (6) 申請者の住民票の写し
- (7) 申請者の市税完納証明書(提出日の30日以内に発行されたものに限る。)
- (8) 申請者の国民健康保険税完納証明書(国民健康保険加入者のみで提出日の30日以内に発行されたものに限る。)
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請の受付期間(以下「受付期間」という。)は市長が別に定める。

3 交付申請書及び添付書類の提出は、市長が別に定める場所に郵送又は持参することとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、第7条の規定による交付申請書の提出があった時は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を実施し、その内容が適正と認めるときは、予算の範囲内において補助金交付の決定及び額の確定(以下「交付決定等」という。)を行うものとする。

2 市長は、交付をすべきと認めたときは、補助金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとし、補助金を交付しない旨の決定(以下「不交付決定」という。)をしたときは、補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(交付手続)

第8条 第7条の規定による通知を受けた補助対象者は、速やかに補助金交付請求書(様式第5号)により補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された補助金交付請求書を審査し、適正と認めた時は、補助金を交付する。

(交付の取消し)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第7条の規定による交付決定等を取り消すことができる。この場合において、市長は、補助対象者が当該取消しに係る部分

に対する補助金の交付を受けているときは、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求しなければならない。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき

2 市長は、規則第9条又は前項の規定により交付決定等を取り消しする旨の決定をしたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（報告）

第10条 市長は、必要があると認められるときは、補助対象者に対して報告を求めることができる。

（手続代行者）

第11条 補助金交付申請を行う者は、第6条及び第8条の手続について、対象システムを販売する者等（以下「手続代行者」という。）に対し、これらの手続の代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続を誠意を持って実施するものとし、当該手続を通じた知り得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続を偽りその他不正な手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第62号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第97号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

